

Title	<翻訳>台湾における公文書管理法制の現状と課題
Author(s)	劉, 建宏; 李, 秉昊
Citation	阪大法学. 2024, 73(6), p. 251-270
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/94791">https://doi.org/10.18910/94791</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

# 台湾における公文書管理法制の現状と課題

劉 建 宏

李 秉 昊／訳

- I 台湾における公文書法の概要
- II 公文書管理機関の組織及び権限・責務
- III 政治的公文書条例
- IV 政府情報公開の請求権
- V 個人情報保護法
- VI おわりに

台湾の公文書法〔原語は「檔案法」<sup>\*</sup>（以下「本法」という。）が1999年に制定された。当時、台湾は権威主義的国家から民主的法治国家に移行しつつあり、廉潔・能率的な政府の構築のために、本法、公務員財産申告法、政治献金法、行政手続法等の立法が行われていた。これらは2000年以降に制定された政府情報公開法や、〔全部改正が行われた〕個人情報保護法等とともに、いわゆるサンシャインロー（sunshine laws）を構成している。これにより、公文書の管理・公開・利用、政府情報公開、国家機密保護、個人プライバシー保護等の法益の均衡が図られている。

本稿は、本法の概要、公文書管理機関の組織及び権限・責務を概観し、過去に台湾で起こった特殊な政治的事件に関わる公文書の公開と利用を規律する法律である政治的公文書条例〔原語は「政治檔案條例」〕の立法背景と主たる内容を紹介する。次に、本法と政府情報公開法の競合の問題を論じた上で、最後に、本法と個人情報保護法の関係を検討し、重要な関連事例（国民健康保険データベース事件〔原語は「健保資料庫案」〕）を取り上げる。

## I 台湾における公文書法の概要

本法は、総則、〔公文書の〕管理、〔公文書の〕利用、罰則、附則という5章があり、合計30カ条の条文がある。以下、その内容を概観する。

### 1 総則

本法1条1項は、同法の立法目的として、「政府機関の公文書の管理を健全化し、公文書の公開と利用を促進し、公文書の機能を発揮させる」ことを定めている。

本法1条2項は、「この法律で定められていない事項については、〔他の法令に定められている場合、〕他の法令に定める規定が適用されるものとする。」と規定する。同項によれば、公文書の管理と利用に関しては、本法が他の法律（例えば、行政手続法や政府情報公開法）より優先的に適用されるように見えるが、〔裁判〕実務においては、これと異なる見解が示されている（詳しくは後述する）。

「公文書〔原語は「檔案」〕」とは、各機関が管理の手續に従い保管している文字又は文字以外の資料及びその添付資料を意味する。これは、「各機関が公務を処理するために作成又は取得した各種の記録資料及びその添付資料を指し、各機関が保有又は保管している文書、図画、記録、写真、録画（録音）、マイクロフィルム、電磁的記録その他聞き取り・読み取り・閲覧又は科学的・技術的な方法を通じ〔内容の〕判読又は認識が可能な文書又は物品を含む。」とされている。その範囲は極めて広範であり、現在の科学技術の下で考えられるほとんどの媒体が含まれている。

本法は公文書を国家文書と機関文書に区別している。前者は、永久に保存する価値を有するものであり、その管理が公文書中央主務官庁に委ねられる〔べき〕公文書を指す。後者は、各機関が自ら管理する〔国家文書以外の〕公文書を指す。<sup>(1)</sup>

本法3条1項前段は、「公文書に関わる事項は、行政院が設立する公文書中央主務官庁により所管される。」と定める。現在、国家發展委員会公文書管理

局が公文書中央主務官庁として設立されている。〔なお、〕各機関は、年度計画及び予算を立て、公文書の管理に務める部局又は職員を置かなければならない。<sup>(3)</sup> 所管官庁が法律に基づき許可しない限り、公文書の海外への持ち出しは禁じられている。<sup>(4)</sup>

## 2 公文書の管理

公文書の管理は、統一的な計画に基づく集中管理が原則とされている。<sup>(5)</sup> 公文書の管理事項として、①査収〔原語は「點收」〕、②分類〔原語は「立案」〕、③登録〔原語は「編目」〕、④保存〔原語は「保管」〕、⑤公務上検索〔原語は「檢調」〕、⑥処分〔原語は「清理」〕、⑦適正管理〔原語は「安全維護」〕⑧その他公文書の管理及びその施設〔の設置又は運営〕に関する事項に分かれている。<sup>(7)</sup>

公文書の分類と登録は、公文書中央主務官庁が定める分類体系及び登録規則に従わなければならない。<sup>(8)</sup> 各機関は、登録済の機関文書一覧を定期的に公文書中央主務官庁に提出しなければならない。<sup>(9)</sup>

公文書は、保管の利便性の向上のために、マイクロフィルム又はその他の媒体に保存した上で管理することができる。<sup>(10)</sup> マイクロフィルム等の媒体で保存された記録は、所管機関による確認〔原本との照合〕を経た場合、原本の公文書とみなされる。<sup>(11)</sup>

公文書の保存年数は、文書の性質及び価値に基づいて、永久保存と定期保存に区別される。<sup>(12)</sup> 機関文書は永久保存を要する場合、公文書中央主務官庁に移管されなければならない。<sup>(13)</sup>

1988年、新店刑務所は、人権活動家として知られている雷震氏が同所の入所期間中に執筆した約400万字の回想録を焼失させるという事件を起こした。<sup>(14)</sup> こうした事例を受けて、本法は公文書の廃棄に関する手続を〔次のように〕定めている。すなわち、定期保存の公文書は、所定の保存年数を超えない限り、又は、法定の手続に従わない限り、その廃棄をしてはならない。<sup>(15)</sup> 各機関は、公文書を廃棄する前に、予め廃棄計画及び廃棄される公文書の一覧を公文書中央主務官庁に提出し、その許可を受けなければならない。<sup>(16)</sup> 公文書中央主務官庁の許可を受けた公文書を廃棄する前に、必要な場合は、その内容を電子的に保存しておくなければならない。<sup>(17)</sup>

## 資 料

また、私人又は民間団体の所有する書類又は資料が永久に保存する価値を有すると判断する場合、公文書中央主務官庁は、〔当該書類又は資料の〕寄贈を受けたり、保管代行を行ったり、買収したりすることができる。<sup>(18)</sup>私人又は民間団体の所有する文字又は文字以外の資料が保存される必要があると判断する場合、各機関は、〔当該資料の〕提供を求め、マイクロフィルム又はその他の複製の方法で資料の内容を公文書として保存することができる。<sup>(19)</sup>

### 3 公文書の利用

公文書の公開と利用の促進という立法目的を達成するために、本法17条は、「公文書の閲覧、書き写し又は複製〔以下「閲覧等」という。〕を申請する者は、書面で理由を明示しなければならない、各機関は法律の根拠がない限り〔公文書の閲覧等の申請を〕拒否してはならない。」と定める。

本法18条は、「下記各号のいずれかに該当する公文書を対象に前条の申請がなされた場合、各機関は当該申請を拒否することができる。一 国家機密に関わる場合 二 犯罪資料に関わる場合 三 営業秘密に関わる場合 四 学識能力の検定及び資格審査の資料に関わる場合 五 人事及び給与の資料に関わる場合 六 法令又は契約に基づき守秘義務を有する場合 七 その他公共の利益又は第三者の正当な権利・利益を保護するために必要な場合」と定める。

公文書の閲覧等の申請について、各機関は、当該申請を受理した日から起算して30日以内に、許可するかどうかの結論を書面で申請者に通知しなければならない。許可しない場合、その理由を明示しなければならない。<sup>(20)</sup>主務官庁による許可又は不許可は行政処分の性質を有し、不許可の処分を不服とする申請者は訴願及び行政訴訟を提起し救済を求めることができる。

公文書の閲覧等の申請を許可した機関は、公文書中央主務官庁が定める規則に従い、申請者に対して手数料の納付を求めることができる。<sup>(21)</sup>

国家文書の非公開年数は30年を超えてはならない。ただし、特殊な事情がある場合、〔公文書中央主務官庁は〕立法院の同意を得た上でその年数を延長することができる。<sup>(22)</sup>

### 4 罰則

本法により、「許可を得ず公文書を海外へ持ち出した者」、「廃棄すべきでな  
(阪大法学) 73 (6-254) 1298 [2024.3]

いと知りながら当該公文書を廃棄した者」、「〔所定の〕廃棄手続に反して公文書を廃棄した者」、「担当変更前又は離職前に職務上保有していた公文書を後任に交付しなかった者」、「職務上保有している公文書を隠蔽・廃棄又は意図的に紛失した者」等は、いずれも刑事罰の対象となる。<sup>(23)</sup>

## II 公文書管理機関の組織及び権限・責務

前述した通り、本法においては、公文書が国家文書と機関文書に区別されている。国家文書は、永久に保存する価値を有し、その管理が公文書中央主務官庁に委ねられる〔べき〕公文書である。機関文書は、各機関が自ら管理する〔国家文書以外の〕公文書である。

〔台湾における〕公文書中央主務官庁は国家發展委員会公文書管理局である。同局は、〔最高行政機関である行政院（1級機関）の下に置かれる国家發展委員会（2級機関）の下に設置される〕中央政府の3級機関である。同局は、局長1名（職務の級は上級〔原語は「簡任」〕にあたり、職制上の段階は13にあたる）、副局長2名（職務の級は上級にあたり、職制上の段階は12にあたる）を置く。<sup>(24)</sup>

国家發展委員会公文書管理局組織法2条により、同局は以下の事務を所掌する。一 公文書の政策、法規と管理制度の検討及び策定 二 機関文書の管理・利用に対する指導・評価、及び、〔登録済機関文書〕一覧の収集・公表 三 機関文書の保存年数及び廃棄の可否についての審査 四 公文書の認定・分類・保存期限及びその他の事項をめぐる紛争の審議 五 国家文書の取得・移転・整理・入庫・公開と、〔管理〕施設の企画及びその推進 六 私人又は民間団体の所有する書類又は資料の寄贈の受領・保管代行・買取 七 公文書管理システムの企画及びその調整・推進 八 公文書の管理と利用に関する研究・出版・技術發展・学術交流・国際連携に関わる事項、及び、公文書管理職の育成に関わる事項 九 行政院とその下級機関における公文書〔処理〕の時間効率性に関する規制〔原語は「公文時效管制」〕の企画及びその推進 十 その他公文書に関わる事項

## 資 料

同局において設置される国家文書管理委員会は、公文書の認定、公文書の分類・保存期限及びその他の事項をめぐる紛争を審議する。<sup>(25)</sup>同委員会は機関の代表、政党の代表、有識者・専門家等で構成され、現在の構成員は29名である。<sup>(26)</sup>

### Ⅲ 政治的公文書条例

台湾では、権威主義的統治期に数多くの政治的事件が起こった。228事件<sup>(27)</sup> (The 228 Incident) と、それ以降の白色テロ (White Terror)<sup>(28)</sup> 期に鎮圧事件が多発した。公文書の管理について公文書法が〔1999年に〕制定されたが、政治的公文書の特性に対応できるよう、政治的公文書条例が〔2019年に〕制定された。同法は、政治的公文書の整理、保存、公開、研究及び教材としての利用等の事項を規定している。

「政治的公文書」とは、民国34年（西暦1945年）8月15日から民国81年（西暦1992年）11月6日までの間に〔残された〕228事件、動員戡乱体制〔動員反乱平定体制〕、戒厳体制に関わる文書又は各種の記録・書類のうち、政府機関・機構、政党、政党の付随組織、党営機構が保管しているものを意味する。<sup>(29)</sup>

政治的公文書条例1条は、「移行期正義の理念に適合することと、文書に記録された当事者のプライバシーを配慮することが可能な政治的公文書公開制度を構築するために、かつ、権威体制・国家総動員・戒厳・動員戡乱体制・228事件に関する歴史的研究、及び、移行期正義に関する観念の普及を推進するために、かつ、真相を解明して社会の対立を解消するために、かつ、政治的公文書の取得・整理・保存・公開・研究及び教材としての利用を健全化〔原語は「辦理」〕するために、この条例を制定する。」と定める。

〔政治的事件の調査対象とされ、その調査記録が政治的〕公文書〔に残された〕当事者は、当該政治的公文書〔以下「対象文書」という。〕〔の閲覧等〕を申請することができる。当事者が死亡した場合、その配偶者又は相続人は対象文書〔の閲覧等〕を申請することができる。<sup>(30)</sup>〔閲覧等の申請があった場合、〕国家発展委員会公文書管理局は、下記いずれかの事由〔にあたる場合〕を除き、特設の場所を用意し、対象文書の閲覧等を認めなければならない。一 〔対象

文書が] 法令に基づき機密文書として認定された場合 二 [対象文書の閲覧等が] 国家の安全又は対外関係に重大な影響を及ぼすおそれがあると、[当該対象文書を保管していた] 機関・機構が判断した場合 三 [対象文書が第三者の私的文書を含んでおり、] 第三者又はその相続人が [当該] 私的文書の開示をしないよう請求した場合<sup>(31)</sup>

個人のプライバシーに関わる政治的公文書の閲覧等の申請があった場合、国家発展委員会公文書管理局は、その閲覧又は書き写しを認めるときには、特設の場所を用意しなければならない、その複製を認めるときには、個人のプライバシーに関わる部分を除いた上で、特定の個人を識別できない状態の文書を用意しなければならない。ただし、当該特定の個人が文書の複製に同意したときは、この限りでない。<sup>(32)</sup>

対象文書を保管していた機関・機構が当該文書の開示によって国家の安全又は対外関係に重大な影響を及ぼすおそれがあると判断した場合、又は、第三者の私的文書を含んでおり、第三者又はその相続人が当該私的文書の開示をしないよう請求した場合は、対象文書の閲覧等を制限することが可能である。ただし、前者の事由による制限期間は最大50年、後者の事由による制限期間は最大70年に限られる。<sup>(33)</sup>

公務員、証人、通報者又は情報提供者の氏名、匿名、コードネーム、肩書が政治的公文書に記載された場合は、いずれの記載も閲覧等の対象にならなければならない。<sup>(34)</sup>

他方で、国家文書に含まれる政治受難者の私的文書の取り戻しの申請に関する作業規則 [原語は「國家檔案內含政治受難者私人文書申請返還作業要點」] が主務官庁によって制定された。同規則に基づき、政治受難者又はその遺族は私的文書の取り戻しを申請することができる。遺族が申請しようとする場合は、政治受難者の相続人の全員が共同で申請しなければならない。相続人の全員が共同で申請することができない場合は、[その代替措置として、] 相続人は私的文書の複製品の [作成及びその] 提供を申請することができる。<sup>(35)</sup>

公文書法の内容と比べて、政治的公文書条例は下記2つの特徴がある。

まず、公文書法がすべての公文書を適用対象とするのに対して、政治的公文



## 資 料

書条例は、同条例に定義された政治的公文書のみを適用対象とする。

次に、公文書法によれば、国家文書の非公開年数は最大30年であるが、特殊な事情がある場合、立法院の同意を経た年数の延長は可能である。これに対して、政治的公文書条例によれば、対象文書の閲覧等の制限期間に関しては、対象文書を保管していた機関・機構が当該文書の開示によって国家の安全又は対外関係に重大な影響を及ぼすおそれがあると判断した場合の非開示年数は最大50年であり、第三者の私的文書を含んでおり、第三者又はその相続人が当該私的文書の開示をしないよう請求した場合の非開示年数は最大70年である。〔行政〕実務においては、法務部調査局は、戒厳令期に起こった林宅事件<sup>(36)</sup>〔原語は「林宅血案」〕に関わる一部の文書の開示が「国家の安全又は対外関係に重大な影響を及ぼすおそれがある」とし、50年が経過してはじめてその閲覧等を認めるべきという見解を示している。

## IV 政府情報公開の請求権

〔前述した通り、〕公文書の公開と利用の促進という立法目的を達成するために、公文書法17条は、公文書の閲覧等の申請者は書面で理由を明示しなければならないと定め、各機関は法律の根拠がない限りその申請を拒否してはならないと定めている。

また、2005年に制定された政府情報公開法〔1条〕は、同法の立法目的として、「政府情報公開制度の構築により、国民が政府情報を共有することと、平等にアクセスすることに資するとともに、国民の知る権利の保障、国民の公共事務に対する認識・信頼・監督の強化、及び、民主的参加の促進を図る」ことを定めている。同法9条に基づき、私人は政府機関に対して政府情報の提供を申請することができる。

「政府情報」とは、文書、図画、写真、磁気ディスク、磁気テープ、光ディスク、マイクロフィルム及び集積回路チップ等の媒体に記録されており、読み取り・閲覧・聞き取り又は技術的・補助的な方法を通じて〔内容の〕認識が可能な情報のうち、政府機関が職務範囲内に作成又は取得したものを意味する

(政府情報公開法3条参照)。公文書法施行細則2条2項に掲げる公文書の定義と比べて、政府情報の定義の方が広い。

他方、政府情報公開法12条1項により、政府機関は、政府情報の提供の申請を受理した日から起算して15日以内に、許可するかどうかの判断をしなければならない。必要なときは、当該期間を延長することができる。ただし、延長の期間は15日を超えてはならない。公文書法19条の規定(すなわち、公文書の閲覧等の申請について、各機関は、当該申請を受理した日から起算して30日以内に、許可するかどうかの結論を書面で申請者に通知しなければならないという規定)と比べて、政府情報公開法12条1項に定める申請手続の方が簡易かつ迅速なものである。

政府情報公開法18条1項は、「政府情報は、下記各号のいずれかに該当する場合、公開が制限され又は〔申請者への〕提供が禁止されなければならない。

- 一 法律に基づき認定された国家機密〔に属する場合〕、又は、法令により公開の制限又は提供の禁止を要する場合
- 二 〔情報の〕公開又は提供が、刑事の捜査・起訴・執行を害する場合、もしくは、被告人の公正裁判を受ける権利を侵害する場合、又は、第三者の生命・身体・自由・財産に被害を及ぼす場合
- 三 政府機関の意思決定の前に機関内部が作成した草稿、又は、行った準備行為〔に属する場合〕。ただし、〔情報の公開又は提供が〕公益に資する場合は、この限りでない。
- 四 政府機関が監督・管理・検査(調査)・取締等の業務を担う上で、監督・管理・検査(調査)・取締の相手方から取得した資料、又は、相手方を対象に作成した資料が、情報の公開又は提供の対象になると、当該機関の業務を妨害し、又はその遂行に支障をきたす場合
- 五 専門知識、技術又は資格に関する試験、検定、鑑定に関わる資料の公開又は提供が、試験等の公正・効率的な実施に影響を及ぼす場合
- 六 〔情報の〕公開又は提供が、第三者のプライバシー、営業秘密又は著作権法上の公開発表権を侵害する場合。ただし、公益に資する必要がある場合、私人の生命・身体・自由・財産を保護する必要がある場合、又は、〔プライバシー、営業秘密又は公開発表権の保護を主張しうる〕本人の同意を得た場合は、この限りでない。
- 七 自然人、法人又は民間団体の営業秘密又は事業経営上の情報を公開又は提供することが、当該

## 資 料

自然人、法人又は民間団体の権利、競争地位又はその他正当な利益を侵害する場合。ただし、公益に資する必要がある場合、私人の生命・身体・自由・財産を保護する必要がある場合、又は、当該自然人、法人又は民間団体の同意を得た場合は、この限りでない。八 特別な管理を要する文化財に属し、その公開又は提供が文化財の滅失又は価値の低落のおそれを招く場合 九 公営事業の経営上の資料に属し、その公開又は提供が当該事業の経営上の正当な利益を侵害する場合。ただし、〔情報の公開又は提供が〕公益に資する場合は、この限りでない。』と定める。

同条2項は、「前項各号のいずれかに該当する部分を有する政府情報については、それ以外の部分のみを公開又は提供するものとする。」と定める。

公文書法18条に定める閲覧等の拒否事由と比べて、政府情報公開法18条の方がより具体的・詳細な拒否事由を規定している。また、政府情報公開法20条は、「政府機関により政府情報の公開又は提供の申請が拒否された場合、又は、政府情報の訂正又は補充の申請が拒否された場合、当該拒否に不服がある申請者は、行政救済を求めることができる。」と定めており、私人の権利保護にとっては有利な規定となっている。

そこで、長年にわたり次のような問題が争いになっていた。すなわち、私人が、公文書の定義と政府情報の定義のいずれにも該当するものを対象に文書の閲覧等を申請した場合、適用すべき法律は公文書法か政府情報公開法かという問題である。

〔これについて、裁判〕実務は次の見解を示している。「公文書法2条2号により、公文書法の適用対象は、管理の手續に従い保管している政府情報に限られており、それ以外の、公文書の性質を有しない政府情報は、他の法律の規定がない限り、〔適用対象の〕定義の含む範囲がより広い政府情報公開法を適用しなければならない。公文書法1条2項と政府情報公開法2条を踏まえれば、これは明らかである。そのため、個別事案において、政府情報が公文書の定義と政府情報の定義のいずれにも該当して〔法適用の〕競合が起こった場合は、特別法が一般法より優先的に適用されるべきという原理に基づき、公文書法が優先的に適用されなければならない。しかし、公文書法18条においては、閲覧

等の申請の拒否事由として、同条1号から6号までは具体的な事由が設けられるのみならず、同条7号には、「その他公共の利益又は第三者の正当な権利・利益を保護するために必要な場合」という一般的・抽象的な事由も設けられている。〔同条各号の拒否事由と〕政府情報公開法18条1項〔各号〕の拒否事由を比較すると、政府情報公開法18条1項1号、2号、5号、6号、7号が、公文書法18条1号から6号までの事由とほとんど合致している。政府情報公開法18条1項において公文書法18条1号から6号までの事由と合致していない部分（例えば政府情報公開法18条1項3号）であっても、公文書法18条7号に掲げる公共の利益又は第三者の正当な権利・利益の保護に関わる可能性がある。公文書法18条よりも具体的・精密な規定に加えて、〔一部の拒否事由において〕例外的に提供を認めるべき特例を設ける政府情報公開法18条1項の方が、政府情報公開の目的の達成に適合することは明らかである。結論を述べると、政府情報公開の申請対象にあたる情報が公文書の性質を有する場合、政府機関は公文書法に基づいて〔当該申請に〕対処すべきである。ただし、閲覧等の拒否事由に関しては、情報公開制限の要件を厳格に定めた政府情報公開法18条1項が適用されるべきである<sup>(37)</sup>。

## V 個人情報保護法

台湾の公文書法においては、個人情報保護に関する規定が設けられていない。各機関は、公文書の作成又は管理の際に、個人情報の収集、処理、利用に関しては、個人情報保護法に従わなければならない。

台湾の個人情報保護法は、1995年に制定され、2010年〔に全部改正〕、2015年と2023年に〔一部〕改正がなされた。「個人情報」とは、自然人の氏名、生年月日、個人番号、旅券番号、〔身体〕特徴、指紋、婚姻状況、家族構成、学歴、職業、疾患記録、医療記録、遺伝子、性生活、健康診断、犯罪歴、連絡先、経済状況、社会活動に関する情報、及び、その他直接又は間接の方法で個人を識別できる情報<sup>(38)</sup>を指す。

## 資 料

### 1 要配慮個人情報の収集、利用

要配慮個人情報は、個人のプライバシー及び個人情報保護の核心にあるものであり、その収集又は利用が倫理〔の問題〕を起こす場合もあるため、特別の許可がない限り、その収集又は利用は原則として禁じられる。

個人情報保護法6条1項は、「疾患記録、医療記録、遺伝子、性生活、健康診断、犯罪歴に関する個人情報の収集、処理又は利用を禁ずる。ただし、下記各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。一 法律に〔特例の〕規定があった場合 二 公務機関が法定職務を履行する場合又は非公務機関が法定義務を履行する場合。ただし、〔当該職務・義務履行の〕必要な範囲を超えてはならず、かつ、情報の収集、処理又は使用前後のセキュリティ管理につき適当な措置を講じなければならない。三 本人が自ら公表している個人情報、又は、法律に基づき公表されている個人情報に属する場合 四 公務機関又は学術研究機関が、医療、衛生又は犯罪予防を目的として、統計又は学術研究上の必要を有する場合。ただし、情報提供者自らによる加工、又は、情報収集者が講じる措置により、当該情報から特定の個人を識別できない場合に限る。五 公務機関の法定職務の履行又は非公務機関の法定義務の履行に協力する場合。ただし、〔当該職務・義務履行の〕必要な範囲を超えてはならず、かつ、情報の収集、処理又は使用前後のセキュリティの管理につき適当な措置を講じなければならない。六 本人の書面の同意を得た場合。ただし、特定された利用目的〔の達成〕に必要な範囲を超えた場合、又は、情報の収集・処理・利用に関して他の法律が本人の書面の同意を得たことを唯一の要件としていない場合、又は、本人が意に反して同意させられた場合は、この限りでない。」と定める。

### 2 公務機関による個人情報の収集、処理と利用

公務機関は、個人情報を収集又は処理する場合、特定された利用目的を有しなければならない。下記各号のいずれかの条件を満たさなければならない。一 法定職務の履行のための必要な範囲を超えないこと 二 本人の同意を得たこと 三 本人の権利・利益に侵害を与えないこと<sup>(39)</sup>

公務機関は、個人情報を利用する場合、法定職務の履行のための必要な範囲を超えてはならず、特定された利用目的に適合しなければならない。ただし、

下記各号のいずれかに該当する場合は、特定された利用目的以外の利用が認められる。一 〔特定された利用目的以外の利用を認める〕法律の根拠があった場合 二 国家の安全の確保又は公共の利益の促進のために必要な場合 三 本人の生命、身体、自由又は財産上の危険を回避するために必要な場合 四 第三者への重大な権利・利益の侵害を防止するために必要な場合 五 公務機関又は学術研究機関が、公共の利益のために統計又は学術研究上の必要を有する場合。ただし、情報提供者自らによる加工、又は、情報収集者が講じる措置により、当該情報から特定の個人を識別できない場合に限る。六 本人の権利・利益にとって有益な場合 七 本人の同意を得た場合<sup>(40)</sup>

### 3 本人による個人情報の提供の請求を受けた場合〔の対応〕

個人情報保護法10条は、「公務機関又は非公務機関は、本人の請求に応じ、収集した個人情報に関する問い合わせへの回答、閲覧の許可、又は、収集した情報の複製品の作成・交付をしなければならない。ただし、下記各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。一 国家の安全が害される場合、外交又は軍事機密〔の秘密性〕が害される場合、又は、国全体の経済利益、その他重要な利益が害される場合 二 公務機関の法定職務の履行が妨害される場合 三 当該情報を収集した機関〔の重要な利益〕又は第三者の重要な利益が害される場合」と定める。

### 4 国民健康保険データベース事件<sup>(41)</sup>

近年の台湾における公文書管理とプライバシー〔保護〕に関する議論のなかで最も重要な事例は、国民健康保険データベース事件である。1995年以降に実施されている国民健康保険制度の下では、法定の加入要件に該当するすべての者が一律に国民健康保険に加入しなければならない。同保険の保険医療機関は、国民健康保険法〔原語は「全民健康保険法」〕80条に基づき、被保険人に診療を行う際に、一定の資料（被保険人のカルテと薬剤服用歴、処方箋、診療記録を含む）を添付し、同保険の保険人である衛生福祉部中央健康保険署〔以下「健康保険署」という。〕に対して療養の給付に関する費用を請求する〔ことができる〕。それに伴い、健康保険署は国民健康保険の業務を担う上で、多種多様で膨大な数の国民健康保険データを長年にわたり収集してきたが、そこに

## 資 料

は個人の健康保険データも含まれている。

健康保険署が収集する国民健康保険データのなかには、健康保険医療サービス申告書、明細、医師指示録に関するデータ、健康保険の引受に関するデータ、ICカード式保険証アップロードに関するデータ、検査・診査アップロードに関するデータ（医用画像データを含む）、VPN（仮想の専用線）アップロードに関するデータ、保険医療機関に関するデータ、療養給付項目及び支給基準に関するデータ等が含まれている。健康保険署は、国民健康保険データに基づく国民健康保険研究データベースの作成〔及び運営〕を財団法人国家衛生研究院〔以下「国衛院」という。〕に委託し、同データベースの公開が2000年に始まった。〔その後、〕双方の委託・受託関係が2016年6月28日に終了したことを受け、国衛院は、〔加工前の〕生データ及び光ディスクに保存されたデータ等を健康保険署に移転し、当該データベースの公開に関与しないことになった。現在では、健康保険署のなかに国民健康保険保険人データ総合利用サービスセンター〔原語は「全民健康保険保険人資訊整合應用服務中心」〕が設置されている。前述の国民健康保険データの公開は、同センターの定める作業規則や、国民健康保険保険人データ総合利用サービスの申請に関する審査の作業原則等の規定に基づき実施されている。公開される国民健康保険データは、暗号化アルゴリズム・演算法によって匿名化の措置が講じられている。政府機関が公務のために、あるいは、学術研究その他専門の機関が研究のために、同センターのデータを利用する必要がある場合、申込書（倫理審査委員会の証明書を含む）をもって、健康保険署に申請することができる。当該申請について同署が審査したが判断できない場合又は争いがある場合、外部の専門家はその再審査を行うこととされる。また、医用画像の〔利用の〕申請は、国民健康保険画像データ利用審議会の審査に委ねられる。

他方、健康保険署は、国民健康保険データのうち、健康保険医療サービス申告書、明細、医師指示録に関するデータ、健康保険の引受に関するデータを秘密鍵で暗号化した上で、衛生福祉部〔日本の厚生労働省に相当する官庁。以下「衛福部」という。〕が設立する衛生福祉データ科学センター〔原語は「衛生福利資料科学中心」〕に提供している。同センター〔に提供されたデータ〕に



は、国民健康保険データのほか、衛生福祉データ（出生届記録、死亡届記録、障がい者名簿、国民健康訪問調査結果等）も含まれ、〔これらのデータの〕公開が2011年に始まった。2010年5月12日に公布された行政院衛生署健康データ付加価値利用連携センターの作業規則〔原語は「行政院衛生署健康資料加価値應用協作中心使用資料作業要點」〕6条により、データの利用を申請しようとする者は、申込書を同署の統計室〔統計係〕に提出しなければならない。同センターの名称が衛生福祉データ科学センターに変更された後は、衛福部衛生福祉データ統計利用管理審議会〔原語は「衛福部衛生福利資料統計應用管理審議會」〕が設置され、衛福部衛生福祉データ利用管理に関する規則〔原語は「衛福部衛生福利資料應用管理要點」〕や、衛福部衛生福祉データ申請事案審査に関する作業原則〔原語は「衛福部衛生福利資料申請案件審核作業原則」〕等が制定された。同センターが収集した一級データ（データ番号が付いており、加工を経て特定の個人を識別できないデータ）について、政府機関、学術研究機関、又は、衛生福祉データの利用について本人の同意を得た衛生福利事業の従事者のみが、その利用を申請することができる。申請の際に添付すべき書類は倫理審査委員会の証明書を含む。申請があった場合、衛福部はその手続〔の適法性〕を審査し、外部の専門家は内容の審査を行う。

〔国民健康保険データベース事件につき、憲法法院111年（西暦2022年）憲判字第13号判決の理由に掲げる事実関係は次の通りである。〕

「申立人は、健康保険署が国民健康保険データを国衛院に交付し国民健康保険研究データベースを作成させ、国民健康保険データを衛生福祉データ科学センターに伝送しその公開を実施させたが、そのいずれも、国民健康保険データに含まれる憲法上のプライバシー権として保障されるべき個人の健康保険データを、国民健康保険という目的以外の目的で利用したものであり、違法な事由を有するとし、2012年5月から同年6月までの間に、内容証明郵便を用いて、自分の健康保険データが国民健康保険の目的以外の利用として第三者へ提供されることを拒否する、という旨を健康保険署に主張した。健康保険署は、同年6月から同年7月までの間に、申立人の主張を認めない旨を申立人に返答した。その理由としては、〔第1に、〕健康保険署は国民健康保険に関する研究の促進



## 資 料

を通じ医療・衛生の発展を向上させる目的で、国民健康保険の業務のために取得したすべての国民の保険加入及び受診データを、1995年に制定・公布されたコンピューターの情報処理に関する個人情報保護法〔原語は「電腦處理個人資料保護法」〕の規定に従って公開しているからである。〔第2に、〕公開されるデータは、厳格な管理措置を講じられており、研究データの合理的な利用が十分に確保されているからである。これを不服とする申立人は訴願をしたところ、請求が棄却された。「そこで申立人は健康保険署を被告として、台北高等行政法院に対し、原処分と訴願決定〔裁決に相当する〕の取消しを請求するとともに、申立人の健康保険データを学術又は商業を目的として国衛院の国民健康保険研究データベース及び衛生福祉データ科学センターに提供することを停止するよう、健康保険署に命じることも請求した。台北高等行政法院102年〔西暦2013年〕度訴字第36号判決は申立人の請求を棄却し、申立人が上訴したところ、最高行政法院103年〔西暦2014年〕度判字第600号判決は原審の判決を破棄し、台北高等行政法院に差し戻した。台北高等行政法院103年〔西暦2014年〕度訴更一字第120号判決は申立人の請求を棄却し、申立人が上訴したところ、最高行政法院106年〔西暦2017年〕度判字第54号判決は上訴に理由がないとし申立人の上訴を斥けた。申立人は、確定終局判決に適用された個人情報保護法6条1項ただし書4号等の規定が憲法に違反したおそれがあるとし、2017年12月5日に司法院大法官審理案件法5条1項2号の規定に基づき憲法解釈と法規範の違憲宣告を申し立てた」。

憲法法院が2022年8月12日に下した111年〔西暦2022年〕憲判字第13号判決の主文は次の通りである。

「一 個人情報保護法6条1項ただし書4号は、「疾患記録、医療記録、遺伝子……健康診断……に関する個人情報の収集、処理又は利用を禁ずる。ただし、下記各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。……四 公務機関又は学術研究機関が、医療、衛生又は犯罪予防を目的として、統計又は学術研究上の必要を有する場合。ただし、情報提供者自らによる加工、又は、情報収集者が講じる措置により、当該情報から特定の個人を識別できない場合に限る。」と定める。当該規定は、法的明確性の原則、比例原則に違反せず、国民

の情報プライバシー権を保障する憲法22条の趣旨に抵触しない」。

「二 個人情報保護法又は他の関連法律の全般からみると、個人情報保護に関する第三者の監督措置が欠如し、個人情報プライバシー権の保障には不足があるため、違憲のおそれがある。憲法22条に基づく国民の情報プライバシー権の保障を完備するために、関係機関は、本判決の宣告日から起算して3年以内に、関連法律の制定又は改正による制度の整備をしなければならない」。

「三 健康保険署がデータベースを通じ個人の健康保険データを保存、処理する権限、及び、データを外部に伝送する場合の相手、目的、要件、範囲及び方式に関する事項、及び、組織上・手続上の監督・情報安全管理の措置等の重要な事項については、国民健康保険法79条、80条及び他の関連法律のいずれも明文の規定を設けていない。この点は、憲法23条の法律の留保の原則に適合せず、国民の情報プライバシー権を保障する憲法22条の趣旨に抵触する。関係機関は、本判決の宣告日から起算して3年以内に、国民健康保険法又は他の関連法律の改正により、又は、新たな法律の制定により、〔上記事項に関する〕規定を定めなければならない」。

「四 健康保険署が個人の健康保険データを公務機関又は学術研究機関に提供し、データ収集の本来の目的以外の利用を認めた場合について、関連法律には全体として、本人が当該利用の停止を求めることを認める規定が欠如している。この点は、国民の情報プライバシー権を保障する憲法22条の趣旨に抵触する。関係機関は、本判決の宣告日から起算して3年以内に、関連法律の制定又は改正により、本人による停止の請求が認められる場合と認められない場合の請求対象、事由、手続、法的効果等の事項を明文化しなければならない。3年の期限が過ぎて関連法律の制定又は改正がない場合、本人は上記利用の停止を請求することが妨げられないことになる」。

## VI おわりに

台湾の公文書法は1999年に制定された。同法の立法目的は主として政府の能率の強化にあった。その後、政府機関が保管している公文書の公開と利用が重

## 資 料

要な課題となり、〔2005年に〕政府情報公開法が制定されるに至った。近年、個人情報に対する保護の重要性が増えており、情報公開とプライバシー保護の均衡がいかに図られるかが争点となっている。

特に、228事件、白色テロをはじめとする過去の複雑な政治的事件に関わる政治的公文書の公開は、被疑者、関係者（例えばスパイ行為を通報した者）が生存している場合〔における名誉回復を望む本人にとっても、そうでない場合における〕、先祖への風評被害の払拭を望む遺族にとっても、重要な事柄である。立法者が国民の知る権利の保障、国家機密の保護、個人プライバシーの保護、移行期正義の実践等の諸利益の均衡をどのように図るべきかは、より開放的で平等な台湾社会を構築する上で最も重要な課題である。

\*〔 〕内の文言は、便宜上、訳者が付したものである。

- (1) 公文書法施行細則〔原語は「檔案法施行細則」〕2条2項参照。
- (2) 本法2条3号・4号参照。
- (3) 本法4条参照。
- (4) 本法5条参照。
- (5) 本法6条1項参照。
- (6) 公務上検索〔原語は「檢調」〕とは、機関内部又は他の機関が職務上の必要に応じ公文書の閲覧又は貸出を依頼し、依頼を受けた公文書の管理者が主事長官の許可を得て、依頼者に当該公文書を用意することを意味する。公文書法施行細則6条5号参照。
- (7) 本法7条参照。
- (8) 本法8条1項参照。
- (9) 本法8条2項参照。
- (10) 本法9条1項参照。
- (11) 本法9条2項参照。
- (12) 本法10条参照。
- (13) 本法11条参照。
- (14) 雷震氏の生涯及び同事件の顛末について、陳世宏＝張世瑛＝許瑞浩＝薛月順『雷震案史料彙編：雷震回憶錄焚毀案』（國史館、2003年）参照。
- (15) 本法12条1項参照。
- (16) 本法12条2項参照。

- (17) 本法12条3項参照。
- (18) 本法14条1項参照。
- (19) 本法15条参照。
- (20) 本法19条参照。
- (21) 本法21条参照。
- (22) 本法22条参照。
- (23) 本法23条から26条までの規定参照。
- (24) 国家發展委員會公文書管理局組織法3条参照。
- (25) 本法3条4項参照。
- (26) 國家發展委員會檔案管理局「國家發展委員會檔案管理局第11屆國家管理委員會委員名冊」<https://www.archives.gov.tw/Publish.aspx?cnid=1848>を参照（最終閲覧日：2023年10月4日）。
- (27) 228事件とは、1947年2月27日から同年5月16日までに起こった台湾各地の官民衝突につき、中華民国国民政府が軍隊を派遣し、政治改革を訴える市民を鎮圧した事件である。2021年に政府が公表した調査報告（228事件の真相と移行期正義に関する報告〔原語は「228事件真相與轉型正義報告」〕）によれば、同事件の死者数は約1万人である。228事件の顛末について、<https://zh.wikipedia.org/zh-tw/%E4%BA%8C%E4%BA%8C%E5%85%AB%E4%BA%8B%E4%BB%B6>を参照（最終閲覧日：2023年10月4日）。
- (28) 白色テロ期とは、中華民国台湾省政府と台湾省警備総司令部が台湾省戒嚴令を公布し台湾において戒嚴を実施した日（1949年5月20日）から、反乱時期間諜肃清条例〔原語は「戡亂時期檢肅匪諜條例」〕が廃止された日（1991年6月3日）までの間に、国家権力の濫用により〔大規模な〕人権侵害が発生していた時期を指す。白色テロ期の紹介について、<https://zh.wikipedia.org/zh-tw/%E8%87%BA%E7%81%A3%E7%99%BD%E8%89%B2%E6%81%90%E6%80%96%E6%99%82%E6%9C%9F>を参照（最終閲覧日：2023年10月4日）。
- (29) 政治的公文書条例3条1号参照。
- (30) 政治的公文書条例8条1項参照。
- (31) 政治的公文書条例8条2項参照。〔2023年12月8日に、同項各号を含め、政治的公文書条例の一部改正が行われた（改正後の条文は2024年2月28日に施行されている）。現行の政治的公文書条例8条2項は、改正前同項1号の規定を「〔対象文書が〕この条例に基づき機密文書として認定されうる場合」に改め、改正前同項2号の規定を削除し、改正前同項3号と同様の規定を改正後同項2号に設けている。〕
- (32) 政治的公文書条例8条3項参照。〔2023年の法改正を受け、現行法は、同項た

## 資 料

だし書の文言を「ただし、当該特定の個人が死亡し又は文書の複製に同意したときは、この限りでない」に改めている。]

- (33) 政治的公文書条例8条4項参照。〔前掲注(31)の訳注で述べたように、政治的公文書条例8条2項2号に定めていた対象文書の非開示事由が現行法では削除されている。このため、当該事由による閲覧等の制限期間は最大50年に限られるという規定も同条4項では削除されることになった。〕
- (34) 政治的公文書条例11条参照。
- (35) 国家文書に含まれる政治受難者の私的文書の取り戻しの申請に関する作業規則4条参照。
- (36) 同事件は、1980年2月28日に、美麗島事件の被告人であった元台湾省議会議員林義雄氏の台北市の自宅で起こった殺傷事件である。林氏の母・游阿妹（当時60才）、次女・林亮均（当時7才）、三女・林亭均（当時7才）が死亡し、長女・林奐均（当時9才）が重傷を負った事件（未解決）である。その詳細について、<https://zh.wikipedia.org/zh-tw/%E6%9E%97%E5%AE%85%E8%A1%80%E6%A1%88>を参照（最終閲覧日：2023年10月4日）。
- (37) 最高行政法院106年〔西暦2017年〕度判字第557号判決参照。
- (38) 個人情報保護法2条1号参照。
- (39) 個人情報保護法15条参照。
- (40) 個人情報保護法16条参照。
- (41) 国民健康保険データベース事件の顛末と裁判の内容の詳細について、<https://cons.judicial.gov.tw/docdata.aspx?fid=38&id=309956>を参照（最終閲覧日：2023年10月4日）。